「ア．被用者」…会社員、厚生年金・社会保険加入の方、又は⑧加入年金のアに該当する方
「ウ．被用者等でない者」…自営業、専業主婦（主夫）、パート、アルバイト、無職などの方、配偶者の扶養に入っている方、又は⑧加入年金のイ～ウに該当する方
⑬の「職業」も同様です。

記入例

原則、父母のうち所得が高い方が受給者（請求者）となります。

児童手当　認定請求書

提出年月日	※受付確認年月日
令和　●●・●●・	令和　・　・
※認定・却下年月日	※支給開始年月

提出する年月日を記入してください。

京丹波町長　様

請求者	①（ふりがな）	きょうたんば　たろう	②性別	男・女	③生年月日　昭和・平成　●●・●●・
	氏名（法人名等）	京丹波　太郎	④職業	ア．被用者 イ．公務員 ウ．被用者等でない者	⑤配偶者　有・無
	⑥住所（法人の主たる事務所の所在地）	〒　622-0292　京丹波町蒲生蒲生野４８７番地１　電話　0771（　82　）1394	1月1日時点の住所（1～5月分は前年、6～12月分は本年）	（左欄と異なる場合に記入してください）●●県●●市●●町●●番地●	
	⑦個人番号	●●●●●●●●●●●●	⑧請求者の加入している公的年金制度の種別	ア．厚生年金保険　イ．国民年金　ウ．その他（　　） ※以下の共済組合の組合員である場合は括弧内に○を記入してください。 （　）私立学校教職員共済 （　）国家公務員共済　（　）地方公務員等共済	⑨所得の状況　令和　年分所得額 （請求者）　円 （配偶者）　円
配偶者等	⑩（ふりがな）	きょうたんば　はなこ	⑫生年月日	昭和・平成　●●・●●・	
	氏名	京丹波　花子	⑬職業	ア．被用者 イ．公務員（勤務先：　　） ウ．被用者等でない者	⑭請求者の控除対象配偶者または同一生計配偶者の場合に○印　控除対象配偶者・同一生計配偶者
	⑪住所（⑥と異なる場合）	〒　－　請求者に同じ	1月1日時点の住所（1～5月分は前年、6～12月分は本年）	（左欄と異なる場合に記入してください）▲▲府▲▲市▲▲町▲▲番地▲	⑮個人番号　●●●●●●●●●●●●

請求者の加入している年金などで、該当する種別に○をつけて下さい。
※「ア．厚生年金保険」に該当する方は、健康保険証のコピー（又は年金加入証明書）の提出が必要です。

⑯児童の兄姉等（18歳に達する日以後の最初の３月31日を経過した後22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者）

氏名	続柄	生年月日	監護相当の有無	生計費負担の有無	同居・別居の別	海外留学をしている場合の出国年月
京丹波　一郎	子	平成　●●・●●・●●	有・無	有・無	同・別	令和　年　月

「監護相当の有無」と「生計費負担の有無」がいずれも「有」の場合は、本請求書と併せて「監護相当・生計費の負担についての確認書」をご提出ください（⑯児童の兄姉等と⑰児童の合計人数が3人以上の場合のみ）。

⑰　児　童

氏名	続柄	生年月日	監護の有無	生計関係	同居・別居の別	海外留学をしている場合の出国年月	住所（別居の場合）	※児童との関係該当する場合に○印	※第3子以降の場合に○印	※3歳未満の場合に○印	※左記以外の場合に○印	※手当月額
京丹波 つつじ	子	平成・令和　●●・●●・●●	有・無	同一・維持	同・別	令和　年　月	同　上	・未成年後見人 ・父母指定者	（月額30,000円）	（月額15,000円）	（月額10,000円）	円
京丹波　二郎	子	平成・令和　●●・●●・●●	有・無	同一・維持	同・別	令和　年　月	同　上					円
		平成・令和　・　・	有・無	同一・維持	同・別	令和　年　月		・父母指定者	（月額30,000円）	（月額15,000円）	（月額10,000円）	円

同居か別居か、当てはまる方に○をして、住所を記入してください。
※町外で別居されている場合は、「別居監護申立書」と「お子さんの属する世帯全員の住民票の写し」の提出が必要です。

０歳から１８歳になって最初の３月３１日を迎えるまでのすべてのお子さんについて、記入してください。

児童の養育・保護を行っている場合は「有」に、いなければ「無」に○をつけてください。

自身のお子さん（養子や未成年後見人等含む）で、お子さんと生計を同一にしている場合は「同一」に、自身のお子さんでなく、お子さんの生計を維持している場合は「維持」に○をつけてください。

名称	預金種別	支店コード	支店名	口座番号	口座名義	※合計月額
⑱支払希望金融機関 京丹波　銀行・信組・金庫・農協・漁協	普通・当座	1 2 3	蒲生野支店	1 2 3 4 5 6 7	キョウタンバ　タロウ	円

請求者名義の口座を記入してください。

※印の欄は、記入しないでください。字は、楷書（かいしょ）ではっきり書いてください。